

# 広尾町空き家対策総合支援事業補助金

最大50万円

## 危険な空き家の解体費用を補助します！



広尾町内でも空き家が増えており、景観や衛生面、安全面で問題になっています。町では、危険な空き家の解体処分が適切に進むよう、不良住宅にあたる空き家の解体費の一部を、今年度も補助します。

### 1. 補助の内容

- ① 上限額：50万円
- ② 補助額：対象工事費用の80%
- ③ 件数：危険度を判定して、上位5件まで

### 2. 対象となる住宅

対象となる住宅は、次の条件を満たす住宅です。

- (1) 広尾町内に所在する危険度の高い空き家
- (2) 補助を受ける目的で、故意に破損させた空き家でないもの
- (3) 所有権以外の権利が設定されていない空き家
- (4) 空き家等の所有権を有する者が複数存在する場合は、当該空き家等の除却について全員の同意を得ているもの

### 3. 対象となる方

対象者は、次の条件を満たすことが必要です。

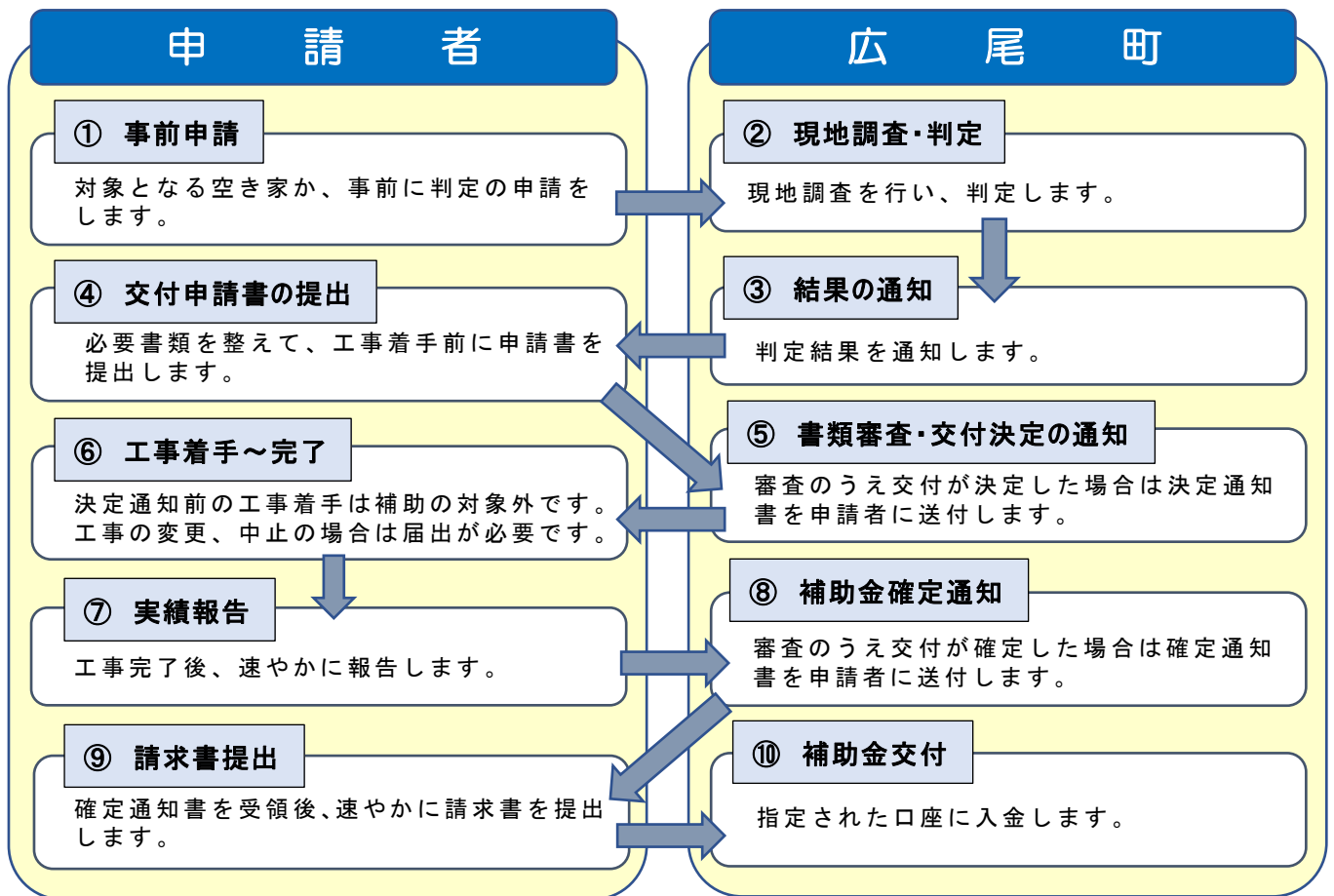
- (1) 町内に所在する空き家等の所有者
- (2) 町税等を滞納していない方
- (3) 所有者等及びその同居の親族が暴力団員でないこと
- (4) 過去に広尾町空き家対策総合支援事業補助金を受けていない方

### 4. 募集件数、募集期間

募集件数 **令和6年度 5件**

募集期間 令和6年4月1日（月）～5月15日（水）

## 5. 補助金交付までの流れ（あらまし）



## 6. 事前申請に必要な書類

- (1) 事前調査申請書
- (2) 所有者等であることを証明する書類  
(登記簿謄本の写し又は登記事項証明書)
- (3) 建築物等の位置図、配置図、平面図及び現況写真・・・ほか

## 7. 交付申請に必要な書類

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 申請者の住民票
- (3) 申請者が町税等の滞納がないことの証明書
- (4) 解体工事見積書の写し
- (5) 暴力団員でないことの誓約書
- (6) 所有者全員の同意書（該当のある場合）
- (7) その他必要な書類



## 8. ご注意いただくこと

- (1) 解体工事業者は、広尾町内に事務所か営業所がある事業者のみ対象です。
- (2) すでに解体してしまったもの・補助決定前の解体は、対象外となります。  
※ 申請書等は、役場1階 住民課環境生活係に置いています。

【お問い合わせ】 住民課 環境生活係 ☎2-0171